

予防的支援に係る AI モデル検証業務委託仕様書

1 業務の名称

予防的支援に係る AI モデル検証業務

2 業務の目的

広島県では、福祉や教育など子供の育ちに関する様々なデータを、AI による集約・分析することで、子供や子育て家庭が抱えるリスクを早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行うことを目的に、令和 2～6 年度の 5 年間を実証期間として子供の予防的支援構築事業を実施した。

実証期間が終了したことにより、期間中における本事業の成果や課題を整理する必要がある、特に AI モデルについては、AI モデルによるリスク予測の精度などを検証し、改善の可能性を確認する必要がある。

本業務は、当該 AI モデルの適正性や有効性を第三者の観点から評価するとともに、運用面における課題も踏まえつつ、今後の持続可能な予防的支援事業の推進に資することを目的とする。

3 予防的支援構築事業の概要

予防的支援構築事業の概要については次のとおりである。

- ・ 県内のモデル市町において、福祉や教育などの子供の育ちに関する様々なデータを統合しその情報を基に AI によるデータ分析を活用してリスク（児童虐待など）予測を行う。
 - ・ 統合された情報やリスク予測結果を職員が確認し、年齢に応じて保健師や学校長などに情報を共有し、確認を依頼する。
 - ・ 関係者への調査を踏まえて支援対象者を決定し、予防的な支援を継続的に行う。
- ※ 予防的支援構築事業においては、当該モデルによる予測結果の提示後、職員によるスクリーニングを実施し、AI による判断と職員によるスクリーニングの過程を経ている前提を理解し、本業務を実施すること。

4 予防的支援に係る AI モデルの概要

予防的支援に係る AI モデルの概要については次のとおりである。なお、詳細については「13 参考資料」に記載している資料をあわせて参照すること。

(1) 活用しているデータの一例

母子保健	妊娠届出
	妊婦健診
	4 か月児健診
障害	障害者手帳
経済支援	生活保護
ひとり親	児童扶養手当
学校	出欠席
	保健室来室記録

(2) データ連携の仕組み

- ① 情報連携システムの構築
 - ・ 基礎自治体で運用している複数のシステムを連携し、オンプレミス環境下でデータを統合
- ② AI モデルの構築
 - ・ マスキングした基礎自治体が保持するデータを基に、統計的なデータ分析を行い、市町独自の AI モデルを構築
- ③ 情報連携システム (①) に AI モデル (②) をインストールし、生徒・児童ごとのリスク予測

を行った上でスコアを表示する。

(3) システムの主な機能

- ・全ての児童について AI の判定した児童虐待リスクスコアを表示
- ・あらかじめ登録したリスク項目が変化した場合にアラートを表示
- ・あらかじめ登録したリスク項目がいくつ該当しているかを棒グラフで表示

5 業務委託期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 30 日まで

6 業務内容

(1) AI 構築モデル設計の検証

- 〔目的〕モデル設計段階で全体要件定義から運用後を見据えた設計ができていたかを確認する。
- 〔内容〕
- ・モデル設計での後続プロセス（構築や予測結果の想定など）の検討状況
 - ・実際の運用プロセスにおける課題の特定（例：運用手順、時間効率、トレーニングの必要性）
 - ・AI による判断と職員によるスクリーニングの過程を経ている前提のもとで、AI 構築モデルの役割が検討できていたか。
 - ・活用に伴う住民のプライバシー保護や倫理的懸念への対応策

(2) AI 構築モデル構築の検証

- 〔目的〕モデル構築において、基幹データを基にした予測結果の生成過程など、網羅的な検討が行われていたかを確認する。
- 〔内容〕
- ・事後的な検証が可能な形式での記録
 - ・統計学・機械学習理論に基づいた体系立った検討の実施
 - ・AI モデルが使用するアルゴリズムの適切性
 - ・データセット（AI 連携データ）の偏り、量の適正性
 - ・モデルの検証手法の妥当性
 - ・モデルの透明性・説明可能性の検証

(3) AI 構築モデルの品質評価の検証

- 〔目的〕品質評価を通じて、予測精度に関して要支援対象の取りこぼし（偽陰性）、誤検出（偽陽性）などの要因を分析する。
- 〔内容〕
- ・偽陰性と偽陽性の発生要因の分析
 - ・基幹データを属性ごとで分析した際の品質の差異と、特定属性への不公平評価の有無
 - ・モデル出力結果の解釈及び活用方法の妥当性（自治体職員がリスク値の理解ができるような結果になっているか）

(4) AI 構築モデルの運用的側面からの検証

- 〔目的〕AI 構築モデルについて、運用的側面からの検証を実施する。
- 〔内容〕
- ・各市町における AI 構築モデルの利用状況（モデルの利用者や利用シーン）
 - ・AI 構築モデルを活用した支援の効果検証
 - ・抱える課題と今後に向けた整理

(5) 本業務の目的に応じたその他の提案

上記のほか、検証に係る独自提案をすること。その際、次の点に留意すること。

- ・上記（1）～（4）に該当しない事項の検証について、本業務の目的に照らし合わせて検証

が必要と考えられる事項を提案すること。

【実施スケジュール（予定）】※予定は目安であり、県と調整して決定する。

- ・ 公募型プロポーザル審査最優秀者との契約：7月下旬
- ・ 検証業務開始：8月上旬
- ・ 検証報告（中間報告）：8月下旬～9月上旬
- ・ 検証報告（最終報告）：10月中旬
- ・ 業務完了手続：10月中旬以降

7 本業務に使用するデータ等

本業務の実施にあたっては、AI モデルの運用事業者である日本コンピューター株式会社から市町へ納入された報告書や、聞き取りなどにより資料を収集すること。

【報告書の記載項目】

- ・ 市町から日本コンピューター株式会社への提供データの一覧
- ・ 目的変数及び説明変数
- ・ 予測確率と予測確率別の分布状況

本業務において必要となった個人情報に記載されたデータの取扱いについては、必要であればマスキング、仮名処理、サンプルデータの生成の処理を行った上で、基礎自治体より提供する想定。

提供データは、受注者が、基礎自治体と調整し、情報の機密性が確保される方法で手配し、入手すること。入手に係る経費については、委託料に含めるものとする。また、入手に当たって受注者は、授受を証明する書面を作成し、基礎自治体と授受証明を交わし、その写しを発注者に提出すること。

また、こども家庭庁のこどもデータ連携実証事業等における採択団体の報告書を参照し、他自治体の取組に係る検証結果などを本業務の参考とすること。

8 実績報告

受託者は、業務完了後、実施状況等について、実績報告書を作成し提出するものとする。また、制作した成果品等の電子データも合わせて提出するものとする。

9 成果物、成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果物

- ・ 検証結果報告書
 - ※ 電子データによる納品
 - ※ 検証の過程で分析・調査等を実施した場合、分析に係るデータ集計等の資料、インタビュー調査等の議事録についても併せて納品すること。
- ・ 検証中間報告書
 - ※ 県が別途指定する期日までに中間報告書を納品すること。

(2) 成果の帰属

本業務による得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び28条規定の権利を含む。）は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(3) 秘密保持に係る留意事項

- ① AI システム構築事業者（日本コンピューター株式会社）の知的財産を保護するため、当該事業者と秘密保持契約を結ばなくてはならない。秘密保持契約の内容については、別途県から提示する。
※ 受託者は児童虐待防止に係る同様のシステムを保持していないこと。
- ② 受託者は、本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た県や地域団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

11 委託先要件

- (1) AI モデルの技術評価に関する専門知識及び実績を有していること。
- (2) 公共分野における AI 運用支援又は第三者評価の専門知識を有していること。
- (3) 個人情報保護及び情報セキュリティの専門知識を有していること。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 本業務で利用するデータの保管・管理や利用後のデータの削除については、県と協議・調整を行い、適切な方法により実施すること。

13 参考資料

- ・ 広島県 子供の予防的支援構築事業について
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/yoboutekishienn.html>
- ・ デジタル庁 こどもに関する各種データの連携による支援実証事業における成果報告書（広島県府中町）
<https://www.digital.go.jp/news/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0>
- ・ こども家庭庁 こどもデータ連携の取組の推進における成果報告書（広島県府中町）
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-data>